

令和 6 年度持続的生産強化対策事業のうち
飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援推進事業（全国推進事業）に係る
公募要領

第 1 総則

令和 7 年度持続的生産強化対策事業のうち飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援推進事業（全国推進事業）（以下「本事業」という。）に係る事業実施主体を以下のとおり公募します。

なお、令和 7 年度の本事業の実施等に係る詳細については、令和 7 年度予算成立後に制定される持続的生産強化対策事業推進費補助金等交付等要綱（以下「交付等要綱」という。）、持続的生産強化対策事業実施要領（以下「実施要領」という。）において定めることとします。

また、本公募は令和 7 年度政府予算案に基づくものであるため、成立後の予算の内容により事業内容、予算額等に変更があり得ることをあらかじめ御了知おき下さい。

第 2 趣旨

酪農・肉用牛経営の持続的な発展のため、国際情勢等に影響を受けやすい輸入飼肥料の利用量を減らし、国産飼肥料の利用度合いを高めることが必要です。

このため、地域の酪農・肉用牛経営者等が連携して、飼料生産基盤及び国産生産資材を最大限に活用して良質な飼料の生産を最大化する取組等を支援することで、輸入飼肥料に過度に依存しない安定した酪農・肉用牛経営の確立を推進します。

第 3 事業内容

本事業の概要（別紙 1）に基づき、事業実施主体は、飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援事業（別紙 2）の実施を推進する取組を行うこととします。

第 4 応募団体等の要件

本事業に応募できる団体は、別紙 1 に掲げる事業実施主体の要件を全て満たすものとします。

第 5 補助の対象となる経費等

補助対象経費は、本事業の推進に係る経費（備品費、賃金等、事業費（会場借料、通信・運搬費、借上費、印刷製本費、消耗品費、燃料費、光熱水費、システム導入・改良費）、謝金、旅費、委託費、役務費、雑役務費（手数料、租税公課））とし、補助率は定額とします。

応募に当たっては、本事業の実施期間中における所要額を算出していただきますが、実際に交付される補助金の額は、申請書類に記載された事業実施計画等の審査の結果等に基づき決定されることとなりますので、必ずしも所要額と一致するとは限りません。

また、必要経費については、円単位で積算し、千円単位（未満切捨て）で計上することとします。

第6 申請できない経費

次の経費は、本事業の実施に必要なものであっても、所要額に含めることができません。

- 1 本事業の業務（資料の整理・収集、調査の補助等）を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費（雇用関係が生じるような月ぎめの給与、賞与、退職金その他各種手当）
- 2 本事業の実施期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- 3 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計に補助率を乗じて得た金額）
- 4 飲食費（会議における茶、コーヒー等簡素な茶菓子代を含む）
- 5 建物等施設の建設及び不動産取得に関する経費
- 6 宿泊施設（ホテル）の付加サービス利用に要する経費
- 7 その他、本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要したことを証明できない経費

第7 補助事業の実施期間

本事業の実施期間は、補助金交付決定の日から令和 8 年 3 月 31 日までとします。

第8 申請書類の作成及び提出

1 申請書類の作成

提出すべき申請書類は、別紙 3 に掲げるとおりとします。

2 申請書類の提出期限等

申請書類の提出期限は、令和 7 年 2 月 27 日（木曜日）午後 5 時までとします。

申請書類の提出先及び問合せ先は、次のとおり。

〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1-2-1

農林水産省畜産局企画課経営企画班

電話番号：03-3502-0874

FAX：03-3502-0873

メールアドレス：上記電話番号にお問い合わせください

3 申請書類の提出に当たっての注意事項

- （1）事業実施計画等申請書類は、別記様式に従って作成してください。
- （2）申請書類に虚偽の記載、不備等がある場合は無効となりますので、本要領等を熟読

の上、注意して作成してください。

- (3) 申請書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とします。
- (4) 申請書類の提出は、原則として電子メール、郵送、宅配便（バイク便を含む。）によることとし、やむを得ない場合には、持参も可とします。
- (5) 申請書類を電子メールにより提出する場合は、メールの件名を「飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援推進事業の申請（応募者名）」とし、本文に「連絡先」と「担当者名」を必ず記載すること。なお、添付するファイルは圧縮せずに、1メール当たり7メガバイト以下とするとともに、複数の電子メールとなる場合には、件名の応募者名を「応募者名・その〇（〇は連番）」と記載すること。また、電子メール送信後に問合せ先に連絡し、着信している事を必ず確認すること。
- (6) 申請書類を郵送または宅配する場合は、封筒等の表に「持続的生産強化対策事業（飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援推進事業）応募申請書類在中」と朱書きし、簡易書留、特定記録等、配達されたことが証明できる方法によってください。また、提出期間内に到着しなかった申請書類は、いかなる理由があっても無効となりますので、必ず提出期限までに到着するようにしてください。
- (7) 提出後の申請書類については、原則として資料の追加や差し替えは不可とし、採用・不採用にかかわらず返却いたしませんので、御了承ください。
- (8) 提出された申請書類については、秘密保持には十分配慮するものとし、審査以外には無断で使用しません。
- (9) 本事業についての問合せ受付時間は平日の午前10時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とします。

第9 補助金等交付候補者の選定

(1) 審査方法

提出された事業計画書等を、審査基準に基づき、農林水産省農産局長が別に定めるところにより設置する外部有識者で構成される選定審査委員会（以下「選定審査委員会」という。）の審査を経て、事業計画書等を提出した者（以下「計画提案者」という。）の中から、事業実施主体となり得る候補（以下「補助金等交付候補者」という。）を選定するものとします。

(2) 審査の観点

事業内容及び実施方法、事業の効果など事業毎に定める以下の審査基準に基づき、事業実施計画書の審査を行います。

ア 持続的生産強化対策事業共通の審査基準

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
有効性	【目的・目標の妥当性】 ・事業テーマに適切に対応し、政策性を有する提案課題となっているか。 ・事業実施の目的・目標が、具体的かつ明確に設定されているか。 ・目標の達成を判断するために、適切な指標を設定しているか。 ・目標の達成により、事業テーマに応じた我が国農業が抱える課題の解決に向けた効果が期待できるものとなっているか。	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
効率性	【事業実施計画の妥当性】 ・目標達成のための妥当なスケジュールであるか。 ・予算計画は妥当なものになっているか。 ・目標達成に必要な取組内容を過不足なく取り上げているか。 ・事業実施計画における取組内容間の関係及び順序は適切か。	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
実現性	【事業実施体制の妥当性】 ・事業を的確に遂行するために必要な実施体制、事業整備等を有し、役割分担、責任体制が明確になっているか。事業を推進するために効果的な実施体制となっているか。 ・事業代表者に十分な管理能力があるか。関連する取組の経験、実績を相当程度有しているか。 ・特定の事業実施場所を選定する事業にあっては、事業内容に適した事業実施場所が選定されているか。 ・事業遂行に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有しているか。	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0

公益性	【国の支援の妥当性】 ・ 申請内容は、事業の趣旨に則ったものであるか。 ・ 成果の享受が特定の受益者のみにとどまらず、公益的な波及効果が期待されるか。 ・ 新たな技術開発等に係る事業にあっては、技術の進歩に画期的な役割を果たし、新しい産業の創出へ発展の手掛かりが期待できるなど、提案課題に新規性・先進性が期待されるか。	十分認められる。	5
		概ね認められる。	3
		一部認められる。	1
		認められない。	0

イ 本事業の審査基準

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
実効性	・ 多数の肉用牛経営者に向けて事業を周知し、参加を呼びかけることができるか。 ・ 現地確認等において地方農政局や都道府県等と連携する体制が構築されているか。 ・ 事業の支援対象となっている取組の内容や効果を理解し、肉用牛経営者が適切に取組を実施できるよう、現地確認等において支援及び指導できるか。 ・ オンラインの申請サービスを活用して事業を円滑に実施できる体制となっているか。 ・ 個人情報保護のための内部規程を整備しているか。	5つ満たす。	5
		4つ満たす。	4
		3つ満たす。	3
		2つ満たす。	2
		1つ満たす。	1
		認められない。	0
専門性	・ 事業実施主体の肉用牛の飼養管理に関する知見、専門性は十分であるか。 ・ 事業実施主体の自給飼料の作付けに関する知見、専門性は十分であるか。 ・ 事業実施主体の家畜排せつ物の処理に関する知見、専門性は十分であるか。 ・ 事業実施主体の有機飼料の生産に対する知見、専門性は十分であるか。 ・ 事業実施主体に肉用牛農家への指導経験がある者が含まれているか。	5つ満たす。	5
		4つ満たす。	4
		3つ満たす。	3
		2つ満たす。	2
		1つ満たす。	1
		認められない。	0

(3) 審査の注意点

本事業の審査に当たり、事業の要件を満たす場合であっても、次の事項に該当する場合にあっては採択しないものとします。

ア 過去3ヶ年に補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。第17条第1項又は第2項に基づく交付決定取消のある応募団体（共同機関を含む。）

イ（2）のアの有効性、実現性及び公益性並びに（2）のイの評価項目に掲げる内容を1つも満たさない場合

(4) 審査結果の通知等

選定審査委員会の審査結果報告に基づき、計画提出者のうち補助金等交付候補者に選定された者については候補となった旨を、それ以外の計画提案者に対しては候補とならなかった旨をそれぞれ書面で通知することとします。審査の経過や審査結果に関するお問い合わせにはお答えできませんので、予め御了知ください。

第10 事業実施主体の責務等

事業実施主体は、本事業の実施及び交付される補助金の執行に当たって、以下の条件を守るものとします。

1 事業の実施

事業実施主体は、交付等要綱等を遵守し、本事業全体の進行管理等、本事業の推進全般に関する責任を負うこととなります。特に、申請書等の作成、計画変更に伴う各種承認申請書の提出、報告書の提出等については、適時適切に行ってください。

2 補助金の経理

交付を受けた補助金の経理（預金口座の管理、会計帳簿への記帳・整理管理、機器整備等の財産の取得及び管理等をいう。）を実施するに当たっては、次の点に留意する必要があります。

（1）事業実施主体は、交付を受けた補助金の経理に当たっては、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）に基づき、適正に執行すること。

（2）事業実施主体は、補助金の経理を事業実施主体の会計部署等において実施すること。なお、特殊な事情により、当該事業実施主体の会計部署等に補助金の経理を行わせることができない場合は、国内に居住し、各事業実施主体が経理能力を有すると認める者（学生を除く。）に経理を行わせ、公認会計士又は税理士に経理状況について定期的に確認を受けるなど、適正な執行に努めること。

3 取得財産の管理

本事業により事業実施主体が取得又は効用を増加した事業の設備等の財産（以下「取得財産等」という。）の所有権は、事業実施主体又は事業実施主体から補助を受ける取

組主体に帰属します（事業実施主体の代表者個人には、帰属しません。）。

ただし、財産管理、処分等に関しては、次のような制限があります。

- （１）取得財産等については、交付規則に規定する処分の制限を受ける期間（以下「処分制限期間」という。）においては、本事業終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません（他の用途への使用はできません。）。
- （２）処分制限期間において、取得財産等のうち１件当たりの取得金額が５０万円以上のものについて、補助金交付の目的と異なる使用、譲渡、交換、貸付等を行う場合は、事前に農林水産大臣の承認を受けなければなりません。

なお、農林水産大臣が承認した取得財産等の処分によって得た収入については、交付を受けた補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部を国に納付していただくことがあります。

４ 知的財産権等の帰属

本事業により発生した特許権等については、次の（１）から（４）までの条件の遵守を約する確認書を公募による選定後に国に提出することを条件に、事業実施主体、取組主体又は事業の一部を事業実施主体から受託する団体に帰属させることとします。ただし、国に提出された著作物等を成果の普及等に利用し、又は当該目的で第三者に利用させる権利については、国に許諾することとします。

- （１）成果が得られた場合には、遅滞なく国に報告すること。
- （２）国が、公共の利益のために特に必要があるとして要請する場合には、当該特許権等は無償で利用する権利を、国又は国が指定する者に許諾すること。
- （３）当該特許権等を相当期間活用していないことが認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合であって、特に必要があるとして国が要請するときは、当該特許権等を利用する権利を第三者に許諾すること。
- （４）当該特許権等を第三者に譲渡又は許諾する場合には、事前に国と協議して承諾を得ること。

５ 事業成果等の報告及び発表

事業成果及び交付を受けた補助金の使用結果については、本事業終了後、交付等要綱等に基づき必要な報告を行っていただきます。また、農林水産省は、あらかじめ事業実施主体にお知らせした上で、報告のあった事業成果を公表できるものとします。

本事業終了後に得られた事業成果についても、必要に応じ発表していただくことがあります。

なお、新聞、図書、雑誌論文等による事業成果の発表に際しては、本事業によるものであること、論文等の見解が農林水産省の見解でないことを必ず明記し、発表した資料等については農林水産省に提出してください。

６ 国による事業成果等の評価に係る協力

本事業終了後、次年度以降の政策立案等に反映させるため、事業成果の波及効果、その活用状況等に関して、必要に応じて国による評価を行います。その際、ヒアリング等の実施について協力をお願いすることがあります。

別紙 1

飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援推進事業（全国推進事業）の概要

第 1 事業内容

1 推進事業実施主体

飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援推進事業（全国推進事業）の事業実施主体（以下「全国推進事業実施主体」という。）は、次に掲げる要件を満たす者とし、公募により選定するものとする。

- （１）全国推進事業を行う意思及び具体的計画並びに本事業を的確に実施することができる能力を有する団体であって、肉用牛に関する専門的な知識を有し、全国規模での活動が可能であること。
- （２）全国推進事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であって、定款、役員名簿、団体の事業計画書及び報告書、収支決算書等（これらの定めのない団体にあつてはこれらに準ずるもの。）を備えていること。
- （３）主たる事業所が日本国内に所在し、補助事業全体及び交付された補助金の適正な執行に関し、責任を持つことができる団体であること。
- （４）農業協同組合連合会、農業協同組合、事業協同組合連合会、事業協同組合、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人又は法人格を有しない団体であって畜産局長が特に必要と認めるもの（以下「特認団体」という。）のいずれかであること。
- （５）法人等（法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと又は法人等の役員等（法人である場合は役員または営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。
- （６）特認団体の申請をする団体は、第 2 の 1 で定める全国推進事業の実施計画を提出する際、畜産局長の承認を受けるものとする。

2 取組内容

飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援事業を円滑に実施するため、全国推進事業実施主体は、主として肉用牛関係団体及び肉用牛経営を構成員とする地域協議会等を対象に以下の取組を行うものとする。

（１）事業の周知及び説明会等の開催

事業内容の周知及び説明会の開催を行う。

（２）地域協議会等に対する助言及び支援

地域協議会等に対して、事業への参加要件及び取組の実施方法に関する助言を行う。また、地域協議会等による手続きの支援を行う。

（３）地域協議会等の取組実施状況の確認及び指導

地方農政局等と協議の上で対象とする地域協議会等を抽出し、地域協議会等の取組実施状況を確認するとともに、適切に取組が実施されるよう指導を行

う。

(4) その他、事業の推進に必要となる業務

3 成果目標

成果目標は、(1)及び(2)のとおり設定するものとする。

(1) 事業内容の周知

事業内容を広く周知するため、全国を対象とした説明会の開催を含めた目標を設定すること。

(2) 地域協議会等への指導・支援等

地域協議会等への指導・助言、地域協議会等の取り組み実施状況の確認については、各地域（地方農政局等の単位）1件以上となるよう目標を設定すること。

4 補助対象経費

(1) 補助対象経費は、本事業の推進に係る経費（備品費、賃金等、事業費（会場借料、通信・運搬費、借上費、印刷製本費、消耗品費、燃料費、光熱水費、システム導入・改良費）、謝金、旅費、委託費、役務費、雑役務費（手数料、租税公課））とし、補助率は定額とする。

(2) 次の経費は、補助対象外とする。

ア 本事業の業務（資料の整理・収集、調査の補助等）を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費（雇用関係が生じるような月ぎめの給与、賞与、退職金その他各種手当）

イ 本事業の実施期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費

ウ 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計に補助率を乗じて得た金額）

エ 飲食費（会議における茶、コーヒー等簡素な茶菓子代を含む）

オ 建物等施設の建設及び不動産取得に関する経費

カ 宿泊施設（ホテル）の付加サービス利用に要する経費

キ その他、本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要したことを証明できない経費

第2 事業の実施方法

1 推進事業実施計画

(1) 全国推進事業実施主体は、全国推進事業の実施計画（以下「全国推進計画」という。）を作成し、畜産局長に提出するものとする。

(2) 畜産局長は、全国推進計画を審査し、その内容が適当と認める場合は、承認するものとする。

(3) 全国推進事業実施主体は、全国推進計画に変更が生じた場合には、速やかに畜産局長に提出し、承認を得るものとする。

2 推進事業の実施

- (1) 全国推進事業実施主体は、1の全国推進計画に従い事業を実施するものとする。
- (2) 全国推進事業実施主体は、畜産局長と協議の上、第1の2の(3)の取組実施状況の確認の対象とする地域協議会等を決定し、必要に応じて地方農政局又は都道府県の協力を得て、地域協議会等が適切に取組を実施していることを確認するものとする。
- (3) 事業実施主体は、(2)の確認が終了した後、速やかに結果を畜産局長に報告するものとする。

第3 実施状況の報告及び事業評価等

- 1 事業実施主体は、本事業の実施状況の報告、事業実施年度の取組状況を記載した環境負荷低減の取組に係るチェックシート及び事業評価票を、翌年度の7月末までに、畜産局長に報告するものとする。
- 2 畜産局長は、1の規定に関わらず、必要に応じて事業実施主体に対し、随時実施状況についての報告を求めることができるものとする。また、報告を受けた実施状況の内容について検討し、必要があると判断した場合には、関係する資料の提出の請求や現地調査を実施できるものとし、その際、事業実施主体は畜産局長の求めに応じて、調査に協力するものとする。

第4 書類等の保存

事業実施主体は、本事業に係る書類を、本事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

別紙 2

飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援事業の概要

第 1 事業内容

本事業は、酪農・肉用牛経営者等で構成される地域協議会（生産者団体を含む。以下「地域協議会等」という。）が、飼料生産計画を作成し、飼料生産基盤及び国産生産資材を最大限に活用した、良質な飼料の生産を最大化する取組及び飼料を有機栽培する取組を支援することを目的とし、取り組み面積に応じて国が予算の範囲内において、交付金を交付する。

第 2 事業への参加要件

- 1 本事業の対象者は、以下の要件を全て満たす地域協議会等とする。
 - （１）地域協議会等の組織及び運営についての規約を定め、運営を行うための事務局を設置すること。
 - （２）事業実施及び会計手続きを適正に行うことができる体制を有すること。
 - （３）地域の飼料生産計画を作成し、同計画の実施及び進捗確認を行う体制を有すること。
 - （４）地域協議会等の会員は、酪農・肉用牛経営者及び酪農・肉用牛経営者で組織された飼料生産組織（以下「酪農・肉用牛経営者等」という。）を基本とし、その他、飼料生産計画の作成及び実施に必要な組織（農業協同組合、市町村等）を含めること。
- 2 地域協議会等の会員のうち、飼料生産計画に参加する酪農・肉用牛経営者等は、次の要件を全て満たすことが見込まれるものであること。
 - （１）酪農経営者は、自らが生産した生乳を、原則として事業実施年度に年間を通して出荷実績があること。ただし、新規就農等で事業年度の 4 月 1 日時点で牛を飼養していない場合は、10 月 1 日以降継続して、生乳の出荷実績があること。
 - （２）肉用牛等経営者は、原則として事業実施年度において、継続的に牛を飼養し、事業実施年度内に牛の出荷・販売実績があること。
 - （３）酪農・肉用牛経営者で組織された飼料生産組織は、（１）又は（２）を満たす酪農・肉用牛経営者が直接の構成員となっている法人又は集団であって、以下の要件を満たしていること。
 - ア 法人にあつては、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 3 項に規定する農地所有適格法人であること。
 - イ 集団にあつては、次の事項を内容とする規約を有するとともに、飼料生産作業の共同化を図り、共同化事項につき経理を一元化していること。
 - （ア）集団の目的、名称、住所、代表者及び構成員に関する事項
 - （イ）集団の運営及び構成員の役割に関する事項
 - （ウ）集団の会計処理に関する事項
 - （４）酪農・肉用牛経営者等は、事業実施年度のアに定める飼料作物作付延べ面積を、イに定める飼養頭数で除して得た面積が、ウに定める基準面積以上であること。
 - ア 別に定める要件を満たす飼料作物作付地において、事業実施年度に飼料作物

が作付及び収穫される面積であり、単年性の飼料作物を二期作又は二毛作で作付けする場合にあつては、1作目の飼料作付面積に、2作目の飼料作付面積を加えた飼料作物作付延べ面積とする。

イ 飼養頭数とは、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号）第3条第1項の牛個体識別台帳（以下「牛個体識別台帳」という。）に記録されている、事業実施年度の4月1日における以下の①及び②の頭数の合計をいう。ただし、新規就農等で事業実施年度の4月1日時点で牛を飼養していない場合は、事業実施年度の9月30日時点における以下の①及び②の頭数の合計とする。

① 満24か月齢以上のホルスタイン種、ジャージー種その他乳用種の雌牛

② 満7か月齢以上の肉用種及び交雑種の牛並びに乳用種の雄牛

ウ 基準面積は、北海道においては40アール、都府県においては10アールとする。

（5）地域協議会等及び酪農・肉用牛経営者等は、「環境負荷低減の取組に係るチェックシート」を用いた点検を実施していること。

（6）酪農・肉用牛経営者等は、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）第4条及び第5条による都道府県知事からの文書による指導及び助言並びに勧告を受けていないこと。受けている場合は、前年度までに改善措置を行っていること。また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）若しくは悪臭防止法（昭和46年法律第91号）又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反したために罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から3年を経過していること。

（7）酪農・肉用牛経営者等は、「配合飼料価格安定対策事業補助金交付等要綱」（昭和50年2月13日付け50畜B第303号農林事務次官依命通知）に定める「配合飼料価格安定基金」が定める業務方法書に基づく配合飼料の価格差補填に関する基本契約及び配合飼料の価格差補填に関する毎年度行われる数量契約（以下この号において「契約」という。）の締結を継続していること。ただし、事業実施年度の前年度に契約を締結していない場合及び自給飼料への転換等により、配合飼料の利用を完全に中止している場合は、この限りではない。

（8）酪農・肉用牛経営者等は、継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく家畜共済その他の農業関係の保険への積極的な加入に努めること。

第3 取組の実施方法

地域協議会等は、1の良質な飼料の生産を最大化する取組又は2の飼料を有機栽培する取組を実施するものとする。地域協議会等は、1及び2の取組の両方を実施することは可能であるが、同じ作付地において1及び2の取組の重複実施は不可とする。

1 良質な飼料の生産を最大化する取組の実施方法

- (1) 地域協議会等は、5か年の飼料生産計画を作成する。
- (2) 地域協議会等の構成員である酪農・肉用牛経営者等は、(1)の飼料生産計画に基づき、取り組みを実施するとともに、良質な飼料を生産するための基礎的な取組を実施する。

2 飼料を有機栽培する取組の実施方法

- (1) 酪農・肉用牛経営者等は、飼料の有機栽培について、環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）に規定する環境負荷低減事業活動計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定（以下、「みどり認定」という）を受ける。
- (2) 地域協議会は、有機栽培計画を作成する。
- (3) 地域協議会等の構成員である酪農・肉用牛経営者等は、(2)の有機栽培計画に基づき、有機栽培の取り組みを実施する。

第4 交付金

1 交付対象面積

- (1) 良質な飼料の生産を最大化する取組
飼料生産計画の対象であり、事業実施年度内に作付け及び収穫を行った飼料作付地の面積とする。
- (2) 飼料を有機栽培する取組
事業実施年度内に、有機栽培により作付け及び収穫を行った飼料作付地の面積とする。ただし、同じ作付地に対する交付対象期間は3年間とする。

2 交付金単価

- (1) 良質な飼料生産を最大化する取組
 - ア 酪農経営者
 - 150 ha以下の部分：15,000円/ha以内
 - 150 haを超え300 ha以下の部分：15,000円/2.0ha以内
 - 300 haを超える部分：15,000円/2.8ha以内
 - イ 肉用牛経営者
 - 10ha以内：15,000円/ha以内
- (2) 飼料を有機栽培する取組
 - ア 牧草
 - 150 ha以下の部分：15,000円/ha以内
 - 150 haを超え300 ha以下の部分：15,000円/2.0ha以内
 - 300 haを超える部分：15,000円/2.8ha以内
 - イ 青刈りとうもろこし等
 - 150 ha以下の部分：45,000円/ha以内
 - 150 haを超え300 ha以下の部分：45,000円/2.0ha以内
 - 300 haを超える部分：45,000円/2.8ha以内

3 交付金額の算出方法

地域協議会等への交付額は、飼料生産計画又は有機栽培計画の参加者毎に以下の算出方法で算出した交付金額を合計した額とする。

- (1) 酪農・肉用牛経営者
(交付対象面積 (0.1ha 未満を切り捨て)) × (交付金単価)
- (2) 飼料生産組織等
(構成員当たりの交付対象面積 (0.1ha 未満を切り捨て))
× (交付金単価) × 構成員数

4 交付金の活用方法

- (1) 地域協議会等は、交付金を参加者毎に配分するほか、飼料生産にかかる共同の取組や本事業の実施に係る経費に充当することができるものとする。
- (2) 地域協議会等は、交付金の活用方法について、規約等に定めるものとする。

第5 事業の実施手続き

本事業に係る手続は、酪農・肉用牛産地支援申請管理システム（以下「申請システム」という。）を利用して行うことを基本とし、以下の手続については、申請システムを利用することで実施したものとみなす。

1 飼料生産計画の確認

- (1) 良質な飼料の生産を最大化する取組を実施する地域協議会等は、地域推進事業実施主体を経由して、又は直接、飼料生産計画の確認依頼書に参加者一覧及び飼料生産計画を添えて、都道府県に提出するものとする。
- (2) 都道府県は、飼料生産計画の内容を確認し、妥当であると判断した場合は、地域推進事業実施主体を経由して、又は直接、地域協議会に確認結果を通知するものとする。

2 事業への参加申請

- (1) 地域協議会等は、地方農政局等が定める期日までに、参加申請書に①から⑦の書類を添え（以下、「参加申請書類等」という。）を、地域推進事業実施主体を経由して、又は直接、地方農政局等（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下同じ。）に提出するものとする。
 - ①地域協議会の規約
 - ②参加者情報
 - ③飼料生産計画
 - ④作付地の情報
 - ④事業参加に係る同意書
 - ⑤環境負荷低減の取組のチェックシート
 - ⑥都道府県からの飼料生産計画の確認結果通知（1の（2）の通知）
 - ⑦同意書
- (2) 参加申請書類等を受領した地方農政局等は、牛個体識別台帳に登録されている（1）の②の参加者情報に記載された牛個体識別管理者の飼養頭数情報を取得し、第2に定める要件を満たしていること及び飼料生産計画が要件を満たしていることを審査するものとする。
- (3) 地方農政局等は、地域推進事業実施主体を経由して、又は直接、審査の結果を地域協議会等に通知するものとする。

3 計画の変更申請

- (1) 飼料生産計画等、参加申請書類の内容に変更が生じた場合は、地域協議会等は、地方農政局等に速やかに申し出て、地方農政局等の指示に従い1の飼料生産計画の確認を再度行ったで、変更申請を地方農政局等に提出するものとする。
- (2) 地方農政局等は、2の(2)に従い、変更内容を審査し、審査の結果を通知するものとする。

4 交付申請

- (1) 地域協議会等は、参加者が飼料生産計画に従って取組を実施したことを確認の上、取組結果報告書を作成し、交付申請書に添えて、地方農政局等に提出するものとする。
- (2) 地方農政局等は、内容を審査し、適当と認められる場合は、交付決定を行い、地域協議会等に通知するとともに交付金を交付するものとする。

第6 取組実施状況の確認

1 推進事業実施主体による確認

- (1) 地域協議会等は、推進事業実施主体による取組実施状況確認の対象となった場合は、本事業の関係書類を提出し、取組状況を説明する等、確認に協力するものとする。
- (2) 地域協議会等は、推進事業実施主体から助言・指導を受けた場合は、適切に対応し、推進事業実施主体に報告するものとする。

2 地方農政局等による確認

- (1) 地方農政局等は、必要に応じて地域協議会等の取組実施状況の確認を行い、必要に応じて助言・指導を行うものとする。
- (2) 地域協議会等は、地方農政局等から助言・指導を受けた場合は、適切に対応し、地方農政局等に報告するものとする。

第7 関係書類等の保存期間

本事業の交付金の交付を受けた地域協議会等は、本事業の参加申込及び交付金の交付申請の基礎となった証拠書類及び交付金の交付に関する証拠書類又は証拠物を、交付金の交付が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

第8 交付決定の取消し

地方農政局長は、本事業の交付金の交付決定を受けた者が、①事業参加申込書又は交付申請書に事実と異なる内容を記載するなど、虚偽の申請により交付金の交付決定を受けたことが判明した場合、②本事業の参加要件を満たしていないこと③取組が適切に実施されていないことが判明した場合には、交付金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。また、これに加え、交付決定の取消しを受けた者に対し、翌年度以降の本事業への参加申請の不受理等の措置を講じることができるものとする。

第9 交付金の返還

- 1 地方農政局長は、交付金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、すでに交付金が交付されているときは、期限を定めて、その者に対して交付を受けた交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 2 1により返還を命ぜられた金額を納付しない者があるときは、地方農政局長は、期限を指定してこれを督促するものとする。

別紙 3

飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援推進事業の公募に係る 申請書類チェックシート

・申請書類の内容チェック

申請者 チェック欄	様 式	申 請 書 類	提出 部数	事務局 チェック欄(※)
☐		申請書類チェックシート (本紙)	1部	☐
☐	別記様式第1号	応募書	2部	☐
☐	別記様式第2号	事業実施体制	2部	☐
☐	別記様式第3号	事業実施能力	2部	☐
☐	別記様式第4号① 別記様式第4号②	事業実施計画 事業評価票	2部	☐
☐	別記様式第5号	環境負荷低減の取組に係るチェックシート	2部	☐
☐		団体概要 (直近の総会資料 (財務諸表等の添付資料)、公益法人等: 定款 (又は規約) ・寄付行為、業務方法書、決算報告書 等)	1部	☐

・申請書類の形状チェック

申請者 チェック欄	提 出 形 状	備 考
☐	両面印刷	別記様式第1号～第4号は1部ずつ綴りにし、 左の手法を用いて取りまとめ願います。
☐	ページ番号 (通し番号)	
☐	ホチキス止め (左2箇所)	

注：申請書類について漏れがないかチェックのうえ、本紙も提出してください。

別記様式第 1 号

年 月 日

飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援推進事業 応募書

受付番号

(記入しないでください)

応募団体名			
住 所			
代 表 者		役 職 名	
		氏 名	

補助金申請計画額		千円
----------	--	----

連 絡 先	フリガナ	
	担当者名	
	所属部署	
	職 名	
	郵便番号	
	住 所	
	T E L	
	F A X	
メールアドレス		

注：連絡先の住所が上記応募団体の住所と同一の場合は、「同上」としてください。

応募団体の概要

応募団体の概要を定款等に規定された内容に基づき、下記の事項について簡潔に記入してください。

- 1 沿革（設立、名称変更、合併等）
- 2 設立の目的
- 3 事業（定款等に規定された応募団体の主な事業）
- 4 構成員（出資者、株主等）（令和〇年〇月〇日現在）
- 5 総会等で承認されている直近の財務諸表等

別記様式第 2 号

事業実施体制

応募事業名：飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援推進事業

1 事業執行体制

	所属	氏名	備考
事業責任者			
担当者			

注：事業責任者又は担当者が複数の場合、業務所掌を備考欄に明記してください。

事業責任者の概要

氏名（フリガナ）	
所属部署・職名	
生年月日（年齢）	
略歴	

注：この様式は、事業責任者について作成してください。

決裁経路

注 1：決裁経路を模式図等により簡潔に記入してください。

2：常勤・非常勤役員との関係を明確にしてください。

2 経理執行体制

	所属	氏名	備考
経理責任者			
担 当 者			

注：経理責任者又は担当者が複数の場合、業務所掌を備考欄に明記してください。

経理責任者の概要

氏名（フリガナ）	
所属部署・職名	
生年月日（年齢）	
略 歴	

注：この様式は、経理責任者について作成してください。

決裁経路

--

注 1：決裁経路を模式図等により簡潔に記入してください。

2：常勤・非常勤役員との関係を明確にしてください。

◆補足事項

業務執行規程や決裁権限規程などの事業執行体制を定めたものについて、別途応募団体の活動がわかる資料として添付している場合、その旨を記してください。

別記様式第 3 号

事業実施能力

応募事業名：飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産支援推進事業

- (1) 円滑な事業遂行のための人員体制が組み込まれているか。
(必要に応じ、実施体制図を記載してください。)
- (2) 事業を行う上で適切な財産基盤、経理処理能力を有しているか。
- (3) 事業の推進に必要な肉用牛の飼養管理、自給飼料の作付け、家畜排せつ物の処理、温室効果ガス排出削減等に関する幅広い知見・ネットワークを持っているか。
- (4) 本事業に類似・関連する取組の実績はあるか。
- (5) 電子申請サービスを活用した効率的な事業実施や、個人情報保護に係る規程はあるか。
- (6) 多数の事業者に向けて事業を周知し、参加を呼びかけることができるか。
- (7) 本事業の実施により十分な直接効果が期待されるか。

注：各項目について、分かりやすく記載してください。

別記様式第 4 号－①

飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援推進事業
事業実施計画

事業実施主体：_____

区分	主な取組内容	実施時期	事業費 (円)	負担区分		備考
				国庫補助 金 (円)	その他 (円)	
計						

- 注 1：他の機関に対して委託を行う場合は、備考欄に委託と記入し、委託先等の明細を別添に記載すること。
- 2：備考欄には、負担区分欄に掲げる経費の根拠（経費の内容、単価、数量、員数等）を詳細に記載すること。なお、実施内容及び備考欄は別葉とすることができる。
- 3：仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円　うち国庫補助金〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ備考欄に記入すること。

別記様式第 4 号－①（別添）

委託先の主な取組内容と配分予定額

委託先名	主な取組内容	配分予定額
		千円
計		

別記様式第 4 号－②

飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援推進事業
事業評価票

事業実施主体名		
事業の実施期間	年 月 ～ 年 月	
事業の概要	地域の酪農・肉用牛経営が連携して行う良質な飼料の生産を最大化する取組を支援する飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援事業を推進するため、事業参加申込者に対する指導・助言、参加申込等の申請手続き支援、取組状況確認等に取り組む。	
事業計画及び実施状況		
ア) 事業内容の周知	設定目標	
	実施状況	※
	達成状況	※
イ) 取組状況の確認・指導	設定目標	
	実施状況	※
	達成状況	※
備考（補足）		

注：※の欄は公募申請時には記入不要

飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援推進事業

環境負荷低減の取組に係るチェックシート

みどりの食料システム戦略においては、政策手法のグリーン化の取組として、2030年までに施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者へ集中していくことを目指すとともに、補助金の拡充や環境負荷低減メニューの充実とセットでクロスコンプライアンス要件の充実を図ることとされています。

この方針に基づき、飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援推進事業の事業実施主体については、以下の環境負荷低減の取組を実施していることを要件とします。

公募申請時には、「計画時」の欄に事業実施年度の取組状況（計画）を、実績状況の報告時には、「報告時」の欄に事業実施年度の取組結果を記載して提出してください。

記載方法：実施している（実施を予定している）場合には「○」を記載

	計画時	(1) エネルギーの節減	報告時
①		オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	
②		省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない（証明、空調、ウォームビス・クールビズ、排ガス対策機械の利用等）	
③		環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討	

	計画時	(2) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時
④		プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	
⑤		資源の再利用の検討	

	計画時	(3) 環境関係法令の遵守等	報告時
⑥		みどりの食料システム戦略の理解	
⑦		関係法令の遵守	
⑧		環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める	